平成２６年（フ）第６５７６号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2146―２　サンライズハイツＡ号棟
債務者　上野　和重
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５７７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2146―２　サンライズハイツＡ号棟
債務者　上野　志乃
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０４８号
神奈川県大和市福田７丁目６―９　桜ヶ丘ハイツ102号室、住民票上の住所神奈川県大和市下和田864番地１
債務者　島立　崇彦
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９５号
神奈川県藤沢市城南５丁目３番20号　城南ハイツ102
債務者　柿沼　好治
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０９６号
神奈川県藤沢市城南５丁目３番20号　城南ハイツ102
債務者　柿沼　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７９号
東京都府中市分梅町１丁目29番地の１エントピアＵ102
債務者　多木久未子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１６号
北海道中川郡幕別町札内中央町532番地の31
債務者　高橋　幸信
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
北海道中川郡幕別町札内中央町532番地の31
債務者　高橋美知子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月18日午後３時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４２５号
東京都調布市下石原３丁目20番地４エンジェル20番館101
債務者　荒木　末廣
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１５号
静岡県浜松市中区曳馬２丁目14番３号　リベルテ曳馬105
債務者　大塚　啓之
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６４１４号
東京都立川市幸町４丁目52―１　幸町団地26棟807号
債務者　加藤　利昭
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５１２号
東京都板橋区徳丸２丁目27―17―101
債務者　岡田　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５８０号
東京都葛飾区立石１丁目６―12
債務者　堀　ゆかり
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５３９号
東京都足立区小台１丁目13―26
債務者　佐竹直喜雄
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２２４号
静岡県焼津市浜当目２丁目２番31号
債務者　鈴木　翔太
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月７日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部